

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和6年4月16日(火) 号外第48号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	大規模小売店舗に関する変更事項の届出(2件) (261・262) (企業支援課) 2
	大規模小売店舗に関する承継の届出(2件) (263・264) (〃) 3

告 示

鳥取県告示第261号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第1号及び2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和6年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）MEGAドン・キホーテ米子店 米子市米原二丁目1-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
東大産業株式会社 代表取締役 山本 昌範 東京都港区赤坂二丁目21-4
- 3 変更した事項
 - （1）大規模小売店舗の名称
変更前 ホープタウン
変更後 （仮称）MEGAドン・キホーテ米子店
 - （2）大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
6の書類に記載のとおり
- 4 変更年月日
令和6年3月29日
- 5 届出年月日
令和6年3月29日
- 6 縦覧に供する書類
届出書
- 7 縦覧に供する期間
令和6年4月16日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第262号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和6年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）MEGAドン・キホーテ米子店 米子市米原二丁目1-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
東大産業株式会社 代表取締役 山本 昌範 東京都港区赤坂二丁目21-4
- 3 変更する事項
施設の運営方法に関する事項
 - （1）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時

- 変更後 開店時刻 午前8時 閉店時刻 翌午前2時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前9時30分から午後8時30分まで
変更後 午前7時30分から翌午前2時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
変更前 6
変更後 5
- (4) 駐車場の自動車の出入口の位置
6の書類に記載のとおり
- (5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
変更前 午前7時から午後6時まで
変更後 午前6時から午後10時まで
- 4 変更年月日
令和6年5月20日
- 5 届出年月日
令和6年3月29日
- 6 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
令和6年4月16日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第263号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和6年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 承継された大規模小売店舗の名称及び所在地
ホープタウン 米子市米原二丁目1-1
- 承継された店舗面積
12,499平方メートル
- 承継する前に届出をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社etto 代表取締役 山本 昌範 米子市米原五丁目2-25
- 承継をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社デルパラ 代表取締役 山本 昌範 東京都港区赤坂二丁目21-4
- 承継があった年月日
令和5年7月7日
- 届出年月日
令和6年3月29日
- 縦覧に供する書類
届出書
- 縦覧に供する期間

令和6年4月16日から4月間

9 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課

鳥取県告示第264号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和6年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 承継された大規模小売店舗の名称及び所在地
ホープタウン 米子市米原二丁目1-1
- 2 承継された店舗面積
12,499平方メートル
- 3 承継する前に届出をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社デルパラ 代表取締役 山本 昌範 東京都港区赤坂二丁目21-4
- 4 承継をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名
東大産業株式会社 代表取締役 山本 昌範 東京都港区赤坂二丁目21-4
- 5 承継があった年月日
令和6年1月15日
- 6 届出年月日
令和6年3月29日
- 7 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 8 縦覧に供する期間
令和6年4月16日から4月間
- 9 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課